

Koi-Fit Web サービス利用規約

株式会社 Koi-Fit（以下「当社」）が運営するウェブサイトにおけるコンテンツ提供サービス（以下「本サービス」）の利用に関し、本規約の全ての条項に同意していただく必要があります。なお、当社が運営するフィットネス施設等（店舗、スタジオを含みますがこれらに限りません）の利用に関しては、別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等が適用されます。

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスに利用登録された方（以下「登録者」）に適用されます。
2. 当社が登録者に対して本サービスに関して通知する諸規定、諸注意等は、通知の時点で本規約の一部を構成するものとし、全ての登録者に適用されます。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、法令の変更、社会情勢の変化、その他相当の事由があると認める場合には、登録者の個別の同意を得ることなく、本規約の内容を合理的な範囲で変更、追加、削除（以下「変更等」）することができるものとします。
2. 前項の変更等を行う場合、当社は、変更後の規約の効力発生時期を定め、効力発生時期までに、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、登録者に周知するものとします。
3. 変更後の規約は、前項の効力発生時期が到来した時点で、全ての登録者に適用されるものとします。

第3条（通知又は連絡）

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、登録者の事前承諾の有無にかかわらず、登録者に対し、登録された電子メールアドレスへの送信、当社ウェブサイトへの掲載、その他当社が適当と判断する方法で通知又は連絡を行うことがあります。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、当社が登録者の登録した電子メールアドレスに発信した時点をもって、通知が完了したものとみなします。登録者は、登録した電子メールアドレスを常に受信可能な状態に保つ義務を負うものとします。

第2章 登録者

第4条（登録の成立）

1. 当社は、登録希望者の申し込みに基づいて、必要な登録の手続きを行い、登録されたメールアドレス宛てに確認のメールを送信します。
2. 前項の登録手続きが完了した時点で、本規約に基づいた利用者契約が成立します。
3. 登録者は、当社又は当社の提携先から、本サービスに関する情報、キャンペーン情報、広告宣伝等を含む内容とする電子メールが送信される場合があることに予め同意するものとします。ただし、登録者は、当社所定の方法により、いつでも当該電子メールの受信停止手続きを行うことができます。

第5条（登録の拒否、取消し及び停止）

当社は、登録希望者又は登録者が以下のいずれかの項目に該当するとき、事前に通知又は催告することなく、その者の登録を拒否、取消（登録情報の削除を含む）又は停止することができます。

- (1) 本サービスの運営を故意に妨害し、又はそのおそれのある行為をしたとき
- (2) 登録されたメールアドレス又はパスワードを不正に使用したとき
- (3) 登録事項の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあったとき
- (4) 同一人物が意図的に複数の登録申込みを行ったと当社が判断したとき
- (5) 本規約又は別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等に違反したとき
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為をしたとき
- (7) その他、登録者として不適当であると当社が合理的に判断した場合

第6条（権利の喪失）

登録希望者又は登録者が、別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等に定める資格の喪失に関する項目に該当する場合、登録希望者又は登録者は、本サービスを利用する権利の一部又は全部を喪失することがあります。

第7条（メールアドレス及びパスワードの管理）

1. 登録者は、登録者自身が設定したメールアドレス及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、これを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. メールアドレス及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録者が負うものとし、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。
3. 登録者は、メールアドレス及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第8条（変更の届出）

登録者は、本サービスに届け出ている氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当社に届け出ている事項に変更があった場合は、遅滞なく当社指定の方式で変更の届出をするものとします。変更の届出を怠ったことによる不利益（当社からの通知又は連絡の不達等を含む）は、登録者に帰属するものとします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

登録者は、本規約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第3章 サービスの提供

第10条（サービスの変更、廃止、中断又は中止）

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、登録者への事前の通知又は承諾なく、本サービスの全部又は一部を変更、廃止、中断又は中止することができるものとします。ただし、計画的な変更、廃止、中断又は中止の場合は、原則として事前に当社ウェブサイトへの掲載等の方法により告知するものとしますが、緊急の場合はこの限りではありません。
 - (1) 本サービス提供のためのシステムメンテナンス、更新を行う場合
 - (2) 天災地変、火災、停電、その他不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合

(3) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの変更、廃止、中断又は中止が必要と判断した場合

2. 当社は、本サービスの変更、廃止、中断又は中止により、登録者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスを通じて提供される一切の情報は、予告なしに変更される場合があります。当該情報の変更起因して登録者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 11 条（運営の委託）

当社は、本サービスの運営に関する業務の全部又は一部を、当社の判断により第三者に委託することがあります。

第 12 条（費用）

本サービスの利用登録及び利用自体は無料としますが、本サービスを利用するために必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての費用、並びにインターネット接続料、通信料等は、登録者の負担とします。

第 4 章 使用条件等

第 13 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、登録者が本サービスの登録及び利用に際して提供した個人情報について、当社が別途定める「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に従って適正に取り扱います。登録者は、本サービスの利用開始前に、当該方針を確認し、同意するものとします。
2. 当社は、登録者の個人情報を、個人情報保護方針に定める利用目的のほか、個人を特定できない統計的な情報として、マーケティング、サービス改善、その他当社の事業活動のために利用することができるものとします。

第 14 条（著作権等）

本サービスを通じて提供される全てのコンテンツ（文章、画像、映像、音声、プログラム等を含む）に関する著作権、商標権、その他一切の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾した第三者に帰属します。登録者は、権利者の許諾を得ることなく、これらのコンテンツを複製、送信、頒布、改変、翻案、その他私的利用の範囲を超えて利用することはできません。

第 15 条（肖像等の利用）

登録者が当社の企画・運営するイベント等（オンラインイベントを含む）に参加する場合、登録者は、自己の肖像、氏名、音声等を含む写真、映像、記事等が、当社の広報活動（ウェブサイト、SNS、会報誌、その他広告媒体への掲載を含む）及び記録のために、無償で利用される場合があることに予め同意するものとします。ただし、利用にあたっては、登録者のプライバシーに配慮するものとします。

第 16 条（免責事項）

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、登録者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったこと（本サービスの遅延、中断、廃止、情報の誤謬・欠落等を含む）によって生じる一切の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含む）について、責任を負わないものとします。

第 17 条（損害賠償）

登録者は、本サービスの利用に関連して、自己の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合、その一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとします。

第 18 条（登録者間の紛争）

登録者が本サービスの利用に関連して、他の登録者又は第三者との間で紛争が生じた場合、登録者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切関与せず、責任を負わないものとします。

第 19 条（施設利用について）

当社が運営する施設の利用（入退場、利用ルール、禁止事項等を含む）に関しては、本規約ではなく、別途当社が定める各施設の利用規約及び諸規則等が適用されるものとします。登録者は、施設を利用する場合、これらの規約・規則等を遵守しなければなりません。

第 20 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本規約又は本サービスに関連して登録者と当社との間で生じた一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【附則】

本規約は、令和 7 年 4 月 18 日より改定、発効します。

Koi-Fit24 利用規約

本規約は、当クラブが運営するフィットネスクラブ及び関連サービス（パーソナルトレーニングサービス、パーソナルストレッチサービス、水素水サーバーオプションサービス、レンタルロッカーサービス、託児サービスを含む）の利用条件を定めるものです。

第1章 総則

第1条（適用範囲と目的）

1. 本規約は「Koi-Fit」が「Koi-Fit24」として運営するフィットネスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）及びそれに派生するサービス（第5章に定めるパーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービス、第6章に定める水素水サーバーオプションサービス、第7章に定めるレンタルロッカーサービス、第8章に定める託児サービスを含みます。以下同じ。）の利用に関し、当クラブと利用契約を締結された会員及び会員以外の利用者（以下「ビジター」といいます。）（以下、会員及びビジターを総称して「利用者」といいます。）すべてに適用されるものとします。
2. 利用者は当クラブ及びサービスの利用にあたり、あらかじめ本規約及び当クラブが別途定める諸規則（プライバシーポリシー、Web サービス利用規約等を含みます。以下同じ。）に同意したものとみなされます。
3. 当クラブは利用者が当クラブ内の施設及びサービスを利用して心身の健康維持・増進を図るとともに地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

第1条の2（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

1. 「退会」とは、会員の意思による基本会員契約の終了をいいます。
2. 「除名」とは、本規約に基づき当クラブが会員の会員資格を強制的に終了させることをいいます。
3. 「解除」とは、附帯契約（水素水オプション、レンタルロッカー等のオプションサービス契約）の終了をいいます。
4. 「資格喪失」とは、法定事由により当然に会員資格が失われることをいいます。

第2条（パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービスの適用）

パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第5章の規定が適用されます。本規約の他の条項と第5章の規定との間に矛盾がある場合は、第5章の規定が優先して適用されます。

第3条（水素水サーバーオプションサービスの適用）

水素水サーバーオプションサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第6章の規定が適用されます。本規約の他の条項と第6章の規定との間に矛盾がある場合は、第6章の規定が優先して適用されます。

第4条（レンタルロッカーサービスの適用）

レンタルロッカーサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 7 章の規定が適用されます。本規約の他の条項と第 7 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 7 章の規定が優先して適用されます。

第 5 条（託児サービスの適用）

託児サービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第 8 章の規定が適用されます。本規約の他の条項と第 8 章の規定との間に矛盾がある場合は、第 8 章の規定が優先して適用されます。

第 6 条（特約等）

当クラブは、特定のサービスに関して、本規約のほか、特約、ルール、ガイドライン、その他の条件（以下「特約等」といいます。）を定めることがあります。特約等は、本規約の一部を構成するものとし、利用者はこれを遵守するものとします。なお、本規約の内容と、特約等の内容に異なる定めがある場合、特約等の内容が優先して適用されます。

第 7 条（会員制度）

当クラブの施設利用は原則として会員制とし、入会申込の完了した会員は、その会員種別の利用範囲に応じて、諸施設を利用することができます。

第 8 条（契約期間）

会員の契約期間は、会員が当クラブ所定の退会手続きが完了するまで、自動更新とします。ただし、第 37 条に定める在籍条件付き会員については、別途定める期間及び更新条件に従うものとします。

第2章 入退会・会員資格・変更等

第9条（入会資格について）

次の各号のいずれかに該当するものは当クラブの会員になることはできません。

1. 満16歳未満の者
2. 本規約及び当クラブの諸規則を遵守できない者
3. 本申込みを行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
4. 医師等により運動を禁じられている、または運動に適さない健康状態にある者
5. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
6. 所属する学校又は団体においてフィットネスクラブへの入会を禁じられている者
7. 満16歳以上18歳未満で当クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
8. 過去に本規約に基づき除名処分となったことがある者
9. その他、合理的な理由に基づき、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第10条（入会手続き）

1. 当クラブ所定の申込方法により本規約を承諾した上で、当クラブが承諾した時に契約が成立し、当クラブの会員となります。
2. 18歳未満の者（ただし、満16歳以上の者に限る）の入会の際には親権者の同意が必要で、その場合、同意をした親権者にも連帯して本規約に基づく責任を負うものとします。
3. 会員は当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。

4. 当クラブは会員に対し、当クラブ指定のウェブサイト上の会員専用ページ（以下「会員マイページ」といいます。）に表示される QR コード（以下「会員 QR コード」といいます。）を利用して施設への入退館ができるように設定します。
5. 会員が当クラブの入退館を行う際には、会員マイページに表示される会員 QR コードを当クラブ指定の読み取り機にかざしてください。会員 QR コード以外の方法で施設の入退館はできません。
6. 会員 QR コードを用いた入退館は、本人のみによるものとし、他者を入退館させることはできません。（会員は自らの会員 QR コードを提示して第三者を入退館させることはできません。万一、違反し第三者に当クラブを不正利用させた場合は除名の対象となり、別途第 41 条に定める違約金を支払わなければなりません。）
7. 会員は登録されたアカウント情報について登録されたメールアドレス、パスワードについて問題が生じた場合、定められた手続きに従い、メールアドレス若しくはパスワードの変更又はアカウントの再登録をする必要があります。なお、再登録時には手数料 1,100 円（税込）を支払わなければなりません。
8. 会員は、自己の責任において、自身の会員 QR コード及びこれを表示する自身のスマートフォン等の端末を厳重に管理するものとし、会員 QR コードの不正利用（第三者による利用を含む）が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとします。
9. 会員 QR コードが不正に利用されたことにより当クラブに損害が発生した場合、会員の故意又は過失に基づくときは、会員本人はその損害（弁護士費用を除く）を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第 11 条（会員種別ごとの利用時間）

1. 会員は、当クラブ所定の申込方法により入会申込を行った会員種別の定める利用時間を遵守しなければなりません。
2. 万一、定める利用時間外の利用が認められた場合、別途第 41 条に定める違約金を支払わなければなりません。

第 12 条（変更・手続き等）

1. 会員は所定の申込方法での入会申込をした内容、その他、当クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。
2. 会員が所定の申込方法で入会申込をした内容に変更があった時は、速やかに所定の方法で変更手続きを行わなければなりません。
3. 会員種別及び月額制オプション契約（第 6 章に定める水素水サーバーオプションサービス、第 7 章に定めるレンタルロッカーサービスを含みます。以下同じ。）の変更（解除を含む）を希望する場合は、変更（解除）を希望する月の前々月 11 日から前月の 10 日までの期間に所定の手続きを行うものとし、その場合、変更（解除）希望月の 1 日より適応（契約終了）となります。手続きの遅延による返金等はいたしません。
4. 前項に関わらず、第 37 条に定める在籍条件が設定されている会員（以下「在籍条件付き会員」といいます。）は、原則として当該在籍条件期間（以下「在籍期間」といいます。）内に会員種別を変更することはできません。

5. 在籍条件付き会員が、やむを得ない事由により在籍期間内に会員種別の変更をする場合、又は会員種別の変更により在籍条件を満たさなくなる場合は、第 37 条第 6 項に準じた中途退会違約金を支払わなければなりません。

第 13 条（休会及び復帰）

1. 会員は、当クラブ所定の手続きを行った上で、月単位で休会することができます。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。
3. 休会する会員は別途定める休会費を支払うものとします。
4. 本条の休会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
5. 休会していた会員は、休会手続き時に取り決めた復帰月から月単位で自動的に復帰となり、復帰月から所定の会費等を支払うものとします。
6. 在籍条件付き会員は、原則として在籍期間中に休会することはできません。

第 3 章 料金・支払

第 14 条（会費、施設メンテナンス料及び利用料）

1. 入会金、施設メンテナンス料、及び会費は当クラブが別途定める金額とし、会員はこれを所定の時期及び方法で支払わなければなりません。施設メンテナンス料は、施設の維持管理を目的として年次で請求される費用です。

2. 一度支払われた入会金及び施設メンテナンス料は、法令に基づき返還が義務付けられる場合を除き、返還しません。
3. 会費は当クラブが別途定める金額を所定の支払い方法により支払うものとし、法令に基づき返還が義務付けられる場合を除き、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
4. 会員には実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月まで会費及び利用料等を支払わなければなりません。

第 15 条（パーソナルトレーニング受講料及びパーソナルストレッチ利用料）

1. 第 5 章に定めるパーソナルトレーニングサービスの利用料金（以下「受講料」といいます。）は、当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
2. 第 5 章に定めるパーソナルストレッチサービスの利用料金（以下「ストレッチ利用料」といいます。）は、オプション利用料金及び単発利用料金とし、それぞれ当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
3. パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチの具体的な内容、提供時間、料金等の詳細は、各サービスの申込み時点において当クラブホームページまたは別途当クラブが提示する書面に記載する内容のとおりとなります。
4. 受講料及びストレッチ利用料には、本規約に基づく月会費に含まれる施設利用料相当分は含まれておりません。当クラブとの間で有効な会員契約が無いビジターがパーソナルトレ

ーニング又はパーソナルストレッチを利用する場合には、別途当クラブ所定の施設利用料（ビジター料金等）をお支払いいただく必要があります。

5. 月会費に受講料またはストレッチ利用料が含まれた会員種別の会員（例：パーソナル会員）に関しては、別途定める条件によります。

第 16 条（水素水サーバーオプション月会費）

1. 第 6 章に定める水素水サーバーオプションサービス（以下「水素水オプション」といいます。）を利用する会員（以下「水素水オプション会員」といいます。）は、別途当クラブが定める月会費（以下「水素水オプション月会費」といいます。）を、第 12 条第 3 項に基づき契約が終了するまでの間、所定の支払方法および期限に従い支払うものとします。
2. 月の途中から利用を開始した場合であっても、当クラブが別途定める場合を除き、1 か月分の水素水オプション月会費全額をお支払いいただくものとし、日割り計算は行いません。
3. 一旦支払われた水素水オプション月会費は、法令の定めがある場合、当クラブの責めに帰すべき事由により暦月で 1 か月を超えて水素水オプションの提供が完全に不能となった場合、当クラブの故意又は重過失により利用者に損害が生じた場合、その他当クラブが特に返還を認めた場合を除き、原則として返還しません。

第 17 条（レンタルロッカー利用料）

1. 第 7 章に定めるレンタルロッカーサービス（以下「レンタルロッカー」といいます。）を利用する会員（以下「ロッカー利用者」といいます。）は、別途当クラブが定める月額利

用料（以下「ロッカー利用料」といいます。）を、第 12 条第 3 項に基づき契約が終了するまでの間、所定の支払方法および期限に従い支払うものとします。

2. 一度支払われたロッカー利用料は、法令の定めがある場合、当クラブの故意又は重過失により利用者に損害が生じた場合、その他当クラブが特に返還を認めた場合を除き、原則として返還しません。

第 18 条（託児サービス利用料）

1. 第 8 章に定める託児サービス（以下「託児サービス」といいます。）の利用料金（以下「託児料」といいます。）は、当クラブが別途定め、ホームページ等で告知する料金表によります。
2. 託児料は、原則として Web 予約システムでの予約時に、当クラブ指定の方法によりお支払いください。当クラブが別途認めた場合に限り、月会費と合算して後払いとすることができます。
3. お迎え予定時刻を 10 分以上超過した場合、超過した時点から別途定める 30 分単位の延長料金が発生します。延長料金は、実際の超過時間に関わらず、30 分単位で計算し、切り上げて請求します。（例：15 分超過の場合は 30 分、35 分超過の場合は 60 分の延長料金）。延長料金は、発生月の翌月以降の月会費と合わせて請求します。
4. 一度お支払いいただいた託児料、延長料金及び次条に定めるキャンセル料は、法令の定めがある場合、又は当クラブの都合により本サービスの提供を全面的に中止した場合等、当クラブが特に返還を認めた場合を除き、理由の如何を問わず、原則として返金いたしません。

第 19 条（キャンセル料 - 託児サービス）

託児サービスの予約について、第 34 条第 4 項に定めるキャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合、または連絡なく利用されなかった場合は、理由の如何を問わず、キャンセル料として託児料の 100%を支払う義務を負うものとします。当クラブは、当該キャンセル料を利用者に別途請求することができるものとします。

第 20 条（遅延損害金）

利用者は、本規約に基づき当クラブに対して支払うべき金銭債務（会費、施設メンテナンス料、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料、延長料金、キャンセル料、違約金、損害賠償金、その他諸費用を含むがこれらに限られない）の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第 21 条（料金等の改定）

1. 当クラブは別途定める入会金、会費、施設メンテナンス料、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料、延長料金、キャンセル料及び利用料等の改定を行うことができます。
2. 前項の改定を行う場合、当クラブは 1 ヶ月前までに第 46 条に定める方法により利用者に告知するものとします。

第 4 章 施設利用・遵守事項

第 22 条（会員以外の施設利用）

1. ビジターは当クラブが別途定める利用料金を所定の支払い方法により支払わなければなりません。
2. ビジターは本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第 23 条（遵守事項）

1. 利用者は本規約及び施設内の諸規則をすべて遵守しなければなりません。
2. 施設及び機器の使用にあたって、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的な利用にあたっては、当クラブの説明及び指示に従わなければなりません。
3. 利用者は、施設を使用している際、いかなる営業活動、ビジネス活動も行ってはけません。
4. 利用者は、ほかの利用者もしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングやパーソナルストレッチなどの営業行為を行うことを固く禁じます。
5. 会員は施設の利用時は常に当クラブが定める服装を遵守し、次の各号に該当する服装・状態での利用を禁止します。
 1. ジーンズあるいはジーンズタイプのステッチ、リベット（びょう）がついているもの
 2. ゴム草履、草履、樹脂製サンダル及び裸足

6. 利用者は施設内及びその周辺で大声や奇声を発すること、誹謗中傷すること、あるいはほかの利用者、施設スタッフ（託児スタッフを含む）に対する暴力、嫌がらせ、差別行為等の迷惑行為をすることを禁止します。
7. 利用者が施設敷地内で飲酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。
8. 利用者は、当クラブ利用における忘れ物について発見日を含め 7 日間を経過した後一切の権利を放棄したものとし、当クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、または保管が困難な場合は期間を経過せず即時処分できるものとします。
9. 当クラブの施設内には、利用者が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、ジム設備内、ジム設備周辺、託児所内等を撮影するカメラを設置しており、利用者はこれを了承の上利用するものとします。
10. 18 歳未満の午後 11 時から午前 4 時までの当クラブへの入場を禁止します。
11. 当クラブへの入退館を複数人で同時に行うことを禁止します（共連れ入館の禁止）。
12. 当クラブが入居する建物の非常階段への立ち入りを、緊急時を除き禁止します。
13. 利用者は、各自の責任において健康管理を行うものとします。特に、パーソナルトレーニングサービス又はパーソナルストレッチサービスを利用する利用者は、第 29 条第 2 項に定める健康状態に関する申告義務を負います。託児サービスを利用する保護者は、第 34 条第 5 項に定めるお子様の健康状態に関する申告義務を負います。
14. 利用者は、当クラブに対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行っていないけません。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当クラブの信用を毀損、又は当クラブの営業を妨害する行為
5. その他、前各号に準ずる行為

15. 託児サービスを利用する保護者は、託児所内において以下の行為をしてはなりません。

1. 他の利用者、お子様、スタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力、威嚇行為。
2. 当クラブの許可なく、施設内で写真・動画撮影、録音を行うこと。
3. 営利・非営利を問わず、物品の販売、勧誘、営業活動を行うこと。
4. 施設・設備を故意に破損・汚損する行為。
5. 危険物、動物（補助犬を除く）を持ち込むこと。
6. その他、託児所の秩序を乱し、運営を妨げる一切の行為。

第 24 条（入場の禁止及び退場）

当クラブは、次の各号に該当する者の入場の禁止又は退場を命じることができます。

1. 本規約及び当クラブ諸規則を遵守しない者
2. 医師等により運動を禁じられている、または運動に適さない健康状態にあると当クラブが判断した者
3. 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者
4. 大声や奇声を発するなど、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者

5. 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められた者
6. 午後 11 時から午前 4 時までの時間に施設を利用しようとする 18 歳未満の者
7. 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断された者
8. 許可なく当クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング、パーソナルストレッチ等の営業行為や勧誘活動をする者
9. ほかの利用者や第三者を誹謗中傷する者
10. ほかの利用者や第三者に暴力行為や威嚇行為を行う者
11. 痴漢行為、覗き行為、露出行為等公序良俗に反する行為を行う者
12. 当クラブの施設内に落書きや造作をする者
13. 危険物を当クラブ施設内に持ち込む者
14. 当クラブ施設内で、飲酒、喫煙をする者
15. 当クラブの従業員（パーソナルトレーナー、託児スタッフを含む）の業務を妨げるもの
16. ほかの利用者に対してストーカー行為をする者
17. ほかの利用者の施設利用を妨げる者
18. 入館に際し虚偽の申告をする者
19. その他、合理的な理由に基づき、当クラブが利用者としてふさわしくないと判断した者

第 25 条（施設の利用制限）

1. 次の各号の理由により当クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。

1. 気象・災害等により利用者にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業が困難と認

めた時

2. 施設、設備の点検、補修又は改修をする時
 3. 法令の改定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時
 4. 宣伝等のために、撮影やイベントに利用する時
 5. 託児サービスの安全な運営が困難であると当クラブが判断した場合（スタッフ不足、感染症流行等）
 6. その他、当クラブが休業または利用制限を必要と認める時
2. 前項の場合、事前にその旨を第 46 条に定める方法により告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。なお、これにより会員に会費等（託児料を除く）の支払い義務が当然に縮減、又は停止されることはありません。ただし、当クラブの責に帰すべき事由により、施設の全部又は主要部分の利用が連続して 7 日間以上不可能となった場合に限り、当クラブは利用不能期間に応じた会費相当額について別途協議の上対応するものとします。託児サービスが当クラブの都合により全面的に中止された場合の託児料の取り扱いについては、第 18 条第 4 項の定めによります。

第 5 章 パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチ

第 26 条（パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービス）

1. 本章で定めるサービスは、当クラブが委託するパーソナルトレーナー（以下「トレーナー」といいます。）により提供される、利用者個別の要望に応じたパーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスを指します。パーソナルトレーニングサー

ビス及びパーソナルストレッチサービスの各利用単位を総称して「セッション」といいます。

2. 利用者は、セッションを利用する場合、自ら任意に選択し申込みのうえ、第 15 条に定める受講料またはストレッチ利用料を所定の方法により事前に支払うものとします。
3. 本章の規定は、パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスを利用するすべての利用者に適用されます。

第 27 条（予約、変更及びキャンセル）

1. セッションへの申込み（以下「予約」といいます。）は、原則として予約日から先の 14 日間を目安に予約可能となります。ただし、当クラブまたはトレーナーの都合により、予告なく予約可能なセッションのスケジュールが変更または中止となることがあります。
2. 当クラブは、予約可能なセッションの情報提供に努めますが、情報の正確性、完全性、最新性について何ら保証するものではなく、利用者に対して特定のセッションの予約可能性を確約するものではありません。
3. 予約は、原則としてセッション開始時間の 24 時間前までに次項に定める方法により、利用者が自らの責任において実施する必要があります。受講料またはストレッチ利用料の支払いは、WEB 予約システムでの予約時、またはセッション実施の 24 時間前までに、当クラブが指定する方法により完了する必要があります。月会費との合算払いを選択することも可能です。
4. 予約は、次のいずれかの方法により行うことができます。

1. 当クラブ所定の Web 予約システム（以下「Web 予約システム」といいます。）により行う方法。Web 予約システムの利用に関しては、別途定める「Web サービス利用規約」が適用されます。
2. セッションを担当するトレーナーへ直接申込む方法（口頭、当クラブ公式 LINE アカウントを含む）。ただし、この方法による予約は、Web 予約システム上に予約が反映された時点、または当クラブが別途予約確定の連絡を行った時点で有効に成立するものとし、それ以前のトレーナーとのやり取りのみでは予約は成立しません。

予約内容の確認および記録は利用者の責任とします。
5. 当クラブは、当クラブの判断により、利用者が行う予約の件数に上限を定め制限する場合があります。その場合、利用者はこの上限数を超えて予約することはできません。
6. 利用者は、予約したセッションの開始時間までに、所定のセッション実施場所にお越しください。理由の如何を問わず、予約したセッションの開始時間を過ぎた場合、当該セッションを受講することはできず、支払済みの受講料またはストレッチ利用料の返金も行いません。
7. 予約したセッションの変更および取消し（以下「キャンセル等」といいます。）は、セッション開始時間の 24 時間前までに、利用者が Web 予約システムを通じてのみ、自ら所定の手続きを完了する必要があります。当該期限までに Web 予約システム上で手続きが完了しなかった場合、いかなる理由があってもキャンセル等は認められず、当該予約セッションにかかる受講権利（事前に支払われた受講料またはストレッチ利用料に相当）は失効（消化）するものとします。この場合、支払済みの受講料またはストレッチ利用料の返金は一切行いません。

なお、各種キャンペーン等により無料で提供されるセッション（パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチを含む。以下「無料セッション」といいます。）について、本項に定めるキャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合、または無断でキャンセルした場合は、前段の定め（受講権利の失効）に加え、利用者は当クラブに対し、当該無料セッションの正規料金（当クラブが別途定める通常のセッション料金）の 100%に相当する額を、キャンセル料として支払う義務を負うものとします。当クラブは、当該キャンセル料を利用者に別途請求することができるものとします。

Web 予約システムの不具合、メンテナンス、利用者の通信環境の問題、その他理由の如何を問わず、期限までに Web 予約システムによるキャンセル等の手続きが完了できなかった場合でも、当クラブは原則として責任を負わず、受講権利は同様に失効（消化）するものとします。（無料セッションの場合は、前段に定めるキャンセル料の支払い義務も同様に発生します。）

8. 利用者の既往歴、現病歴、怪我、体調不良（セッション直前に判明したものを含む）、技量不足、その他当クラブまたはトレーナーが安全確保またはサービスの品質維持のために必要と判断した場合、セッションの実施を中断または中止することがあります。この場合、利用者の責に帰すべき事由によると判断される場合（例：第 29 条第 2 項に定める事前の健康状態に関する虚偽または不十分な申告、当日の体調管理不足等）は、支払済みの受講料またはストレッチ利用料の返金は一切行いません。
9. 当クラブまたはトレーナーの責に帰すべき事由（トレーナーの急病、施設の予期せぬ不具合等、ただし天災地変等の不可抗力を除く）によりセッションの実施を中断または中止し

た場合、当クラブは代替セッションの提供、または当該セッションの受講料もしくはストレッチ利用料の返金（実施時間等を考慮した当クラブの判断による）等、誠意をもって対応を協議します。

第 28 条（パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービス利用の制限・拒否）

当クラブは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、事前に理由を付して通知の上で、以後、パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスの利用をお断り（予約済みのセッションの取消しを含む）することがあります。ただし、緊急性があると判断した場合や、利用者との連絡が取れない場合は、事後通知となることがあります。

1. 本規約に違反した場合（第 38 条（除名）または第 39 条（資格喪失）の事由に該当する場合を含む）。
2. 予約されたセッションのキャンセル等を継続的に繰り返す、または無断キャンセルを行った場合。
3. 他の利用者もしくはスタッフ（トレーナーを含む）に対する迷惑行為を行った場合。
4. その他、他の利用者へのセッション提供に支障をきたす、または当クラブの運営に悪影響を与えると判断される場合。

第 29 条（パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスに関する効果・保証）

パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスは、利用者の健康増進、体力向上、柔軟性向上等を目的とするものであり、特定の効果（体重減少、筋力向上、疾病治癒等を含むがこれらに限らない）を保証するものではありません。

第 30 条（パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスに関する利用者の義務・責任等）

1. 利用者は、パーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスの利用にあたり、トレーナーの指示に従い、安全に配慮してセッションを受けるものとします。
2. 利用者は、自身の健康状態（既往歴、現病歴、アレルギー、服薬状況、妊娠の有無、その他セッション実施に影響を与えうるすべての事項を含む）について、正確かつ遅滞なく当クラブおよび担当トレーナーに申告する義務を負います。利用者の申告漏れ、虚偽申告、不正確な情報提供、または医師等の専門家の指示に反したセッションの利用により生じた損害、事故、健康被害等について、当クラブおよびトレーナーは、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 6 章 水素水サーバーオプション

第 31 条（水素水サーバーオプションサービス）

1. 水素水オプションは、水素水オプション会員が、当クラブの施設内に設置された専用サーバー（以下「水素水サーバー」といいます。）から、当該施設の営業時間中に限り、水素水を原則として飲み放題でご利用いただけるサービスです。

2. 水素水オプションは、当クラブ会員のみが申込み及び利用できます。別途当クラブが定める場合を除き、入会時には本オプションサービスの申込みを推奨します。
3. 水素水オプション会員は、クラブ会員資格を喪失した場合、本オプション契約の有効期間に関わらず、当然に水素水オプションの利用資格も失うものとします。
4. 当クラブは、水素水サーバーの定期メンテナンス、清掃、故障、その他当クラブの責に帰さないやむを得ない事由により、予告なく一時的に水素水オプションの提供を中断または制限する場合があります。この場合、第 16 条第 3 項に定める場合を除き、原則として水素水オプション月会費の返金又は減額は行いません。

第 32 条（水素水オプションの利用方法）

1. 水素水オプション会員は、水素水オプションを利用する際、自身の会員 QR コードを、水素水サーバーの所定の読取箇所にかざす必要があります。会員 QR コードを提示できない場合は、水素水オプション会員であっても本オプションサービスを利用できません。
2. 水素水オプション会員は、水素水サーバー利用の際は、当クラブが別途定める価格で販売する専用ボトル（以下「専用ボトル」といいます。）、又は別途ご自身で用意された清潔な市販のボトル（以下「市販ボトル」といいます。）を給水口に設置して利用するものとします。
3. 水素水オプション会員は、衛生管理及び過剰な汲み出し防止のため、水素水をお持ち帰りになる場合は、必ず専用ボトルをご利用ください。市販ボトルでのお持ち帰り、過剰な量の汲み出しは固くお断りいたします。

第 33 条（水素水オプションの利用停止・資格喪失）

1. 当クラブは、水素水オプション会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なく水素水オプションの利用を一時停止し、又は水素水オプション契約を解除（本オプションサービスの利用資格の取消）することができるものとします。

1. 当クラブ又は水素水オプションに関する申込等において、虚偽の事実を申告したことが判明した場合
2. 本規約（特に本章の規定を含む）に違反した場合
3. 水素水オプション月会費その他の支払いを正当な理由なく怠り、催告後も相当期間内に支払わなかった場合（クラブ会費の滞納を含む）
4. 他の利用者に対する迷惑行為、水素水サーバーの不適切な利用（過剰な汲み出し、市販ボトルでの持ち帰り等）、その他当クラブの施設運営を妨げる行為を行ったと当クラブが判断した場合
5. 第 38 条に基づき、会員資格停止または除名処分を受けた場合
6. その他、水素水オプション会員として著しく不適格であると当クラブが合理的な理由に基づき判断した場合

2. 前項により水素水オプション契約が解除された場合であっても、支払済みの水素水オプション月会費等は、第 16 条第 3 項の定めに基づき、原則として返還しません。

第 7 章 レンタルロッカー

第 34 条（レンタルロッカーサービス）

1. レンタルロッカーは、ロッカー利用者が、当クラブ施設内に設置された個人契約ロッカーを、トレーニングに関連する私物の一時保管のために利用できるサービスです。

2. レンタルロッカーは、当クラブ会員のみが申込み及び利用できます。ロッカー利用者は、本規約（特に本章の規定）に同意の上、本サービスを利用するものとします。
3. ロッカー利用者は、クラブ会員資格を喪失した場合、レンタルロッカー契約（以下「ロッカー契約」といいます。）の有効期間に関わらず、当然にレンタルロッカーの利用資格も失うものとします。

第 35 条（鍵の管理及び利用）

1. レンタルロッカーが鍵または南京錠で施錠する型である場合、当クラブは、ロッカー利用者に鍵（以下「ロッカーキー」といいます。）を 1 本貸与します。ロッカー利用者は、自己の責任において当該ロッカーキーを善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、これを複製してはなりません。
2. レンタルロッカーがダイヤル式の鍵で施錠する型である場合、ロッカー利用者は、自らレンタルロッカーの暗証番号を設定し、自己の責任において、これを第三者に開示せず、秘密として厳重に管理するものとします。
3. ロッカー利用者は、ロッカーキーまたは暗証番号を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他の形態の如何を問わず処分することはできません。万一、第三者への貸与等の不正利用が認められた場合、またはその疑いが強いと当クラブが合理的に判断した場合、ロッカー利用者は、当クラブに対し、違約金として金 5,000 円（税込 5,500 円）を直ちに支払うものとします。この違約金の支払いは、当クラブが被った別途の損害賠償請求を妨げるものではありません。

4. ロッカー利用者は、ロッカーキーを紛失、盗難、または破損したときは、直ちに当クラブに申し出るものとし、鍵、シリンダーまたは南京錠の交換に要する実費（部品代、交換作業費を含みます）を全額負担するものとします。
5. 前項の申出をする際は、ロッカー利用者は、当クラブに対し、身分証明書を提示し、当クラブが求める場合は収納物品の明細書を提出するものとします。
6. ロッカー利用者が第4項の申出をし、同項の費用を負担したうえで、引き続きロッカー契約の継続を希望し、当クラブがそれを適当と認めた場合に限り、当クラブは、ロッカー利用者にロッカーキーを再貸与します。ただし、度重なる紛失等、利用者の管理状況に問題があると当クラブが判断した場合は、再貸与を拒否し、またはロッカー契約を解除することがあります。

第36条（保管禁止物）

1. ロッカー利用者は、レンタルロッカー内に以下の各号に該当する物品を収納してはなりません。
 1. 揮発性・爆発性のあるもの、その他危険物
 2. 可燃性の高いもの
 3. 腐敗、変敗、変質しやすいもの
 4. 強い臭気を発するもの、またはそのおそれのあるもの
 5. 動物、植物等の生きもの
 6. 現金、有価証券、貴金属、美術品、その他貴重品とされるもの
 7. 法令により所持・保管が禁止されているもの

8. 施設、設備を汚損・毀損するおそれのあるもの

9. その他、他の利用者への迷惑、施設の安全管理、衛生管理上、当クラブが保管に不適切と合理的に判断するもの

2. 当クラブは、施設の安全確保、規約遵守状況の確認その他合理的な必要があると認めた場合、ロッカー利用者の収納物の出し入れに立ち会うこと、または収納物の内容について質問することができます。ロッカー利用者は、正当な理由なくこれを拒否できません。

第 37 条（緊急時の開扉・点検・処分）

1. 当クラブは、以下のいずれかに該当する場合、またはその合理的な疑いがある場合、ロッカー利用者に事前に通知することなく、レンタルロッカーを開扉し、内部の点検、収納物の移動、一時保管、または緊急避難的な処分を行うことができるものとします。

1. レンタルロッカー内に前条第 1 項各号に定める保管禁止物が収納されているとき。

2. 関係官公署（警察、消防等）から法令に基づき開扉、収納物の調査、押収または提出の要請があったとき。

3. 異臭、液漏れ、異常音等が発生し、他の利用者または施設に被害が及ぶ、またはその急迫した危険があると認められるとき。

4. 天災地変その他非常事態が発生し、施設の保全または利用者の安全確保のために緊急の措置が必要と認められるとき。

5. その他、上記各号に準ずる緊急の必要があり、ロッカー利用者に連絡を取ることが困難であると当クラブが合理的に判断したとき。

2. 前項に基づく措置によりロッカー利用者に損害が生じた場合でも、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、当クラブは一切の責任を負いません。

第 38 条（ロッカー契約の終了・解除）

1. ロッカー利用者は、第 12 条第 3 項に定める手続きにより、ロッカー契約を解除することができます。
2. 当クラブは、ロッカー利用者が次のいずれかに該当した場合、利用者への何らの通知または催告を要することなく、直ちにロッカー契約を解除することができます。
 1. ロッカー利用者が所在不明（郵便物が届かない、電話連絡が取れない等）となったと当クラブが合理的に判断したとき。
 2. 第 35 条第 3 項（鍵の不正利用）、第 36 条第 1 項（保管禁止物）、または第 43 条第 2 項（譲渡禁止）に違反したとき。
 3. ロッカー利用料の支払いを 2 ヶ月分以上滞納したとき。
 4. 第 35 条第 4 項に定めるロッカーキーの紛失等を申し出ず、または同条第 6 項の再貸与手続きに応じないとき。
 5. 第 39 条に基づき、会員資格停止または除名処分を受けた場合。
 6. その他、ロッカー利用者として著しく不適格である、または利用者との間の信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと当クラブが合理的に判断したとき。
3. 前項によりロッカー契約が解除された場合であっても、支払済みのロッカー利用料等は、第 17 条第 2 項の定めに基づき、原則として返還しません。

第 39 条（契約終了時の措置及び収納物の処分）

1. ロッカー利用者は、ロッカー契約が終了する場合、終了事由の如何にかかわらず、契約終了日までに、レンタルロッカー内の全ての収納物を自己の責任と費用負担において引き取り、レンタルロッカーを原状に復して当クラブに明け渡さなければなりません。
2. ロッカー利用者は、第 35 条第 1 項によりロッカーキーを貸与されていた場合、契約終了日までに当該ロッカーキーを当クラブに返還しなければなりません。ロッカーキーを返還できない場合（紛失、破損等を含む）は、第 35 条第 4 項および第 5 項を準用し、ロッカー利用者は鍵交換等の実費を負担するものとします。
3. ロッカー利用者が契約終了日を経過しても前 2 項の義務を履行しない場合、または利用者の所在不明等により連絡が取れない場合、当クラブは、利用者に対し、相当の期間（原則として 14 日間）を定めて、収納物を引き取り、レンタルロッカーを明け渡すよう、利用者の届出連絡先への連絡及び館内掲示等の方法で請求します。
4. 利用者が前項の期間内に義務を履行しない場合、当クラブは、利用者が収納物の所有権を放棄したものとみなし、レンタルロッカーを開扉の上、収納物を当クラブの判断する方法（廃棄、売却等を含むがこれらに限られない）により処分することができるものとします。この場合、利用者は、処分に関して、当クラブに対し、損害賠償請求、異議申し立てその他一切の請求を行わないものとします。
5. 前項の処分に費用を要した場合、当クラブは、その費用を利用者に請求することができるものとします。収納物を売却して代金が生じた場合、当クラブは、処分費用、未払利用料、遅延損害金等を当該代金から控除することができ、残額がある場合でも、これを返還する義務を負わないものとします。

第 8 章 託児サービス

第 40 条（託児サービスの内容・利用資格・利用方法）

1. 託児サービスは、保護者（本条第 2 項に定める利用資格を有する当クラブ会員を指します。以下本章において同じ。）が当クラブ施設を利用する間、当クラブが定める安全基準及び保育方針に基づき、お子様を安全にお預かりすることを目的とするサービスです。本サービスは、各ご家庭の個別具体的な育児・教育方針の完全な実行を保証するものではありません。
2. 本サービスの利用資格を有する者は、当クラブ会員（利用資格を停止されていない方に限ります。）のお子様であって、年齢が生後満 6 か月から小学校就学前の健康なお子様（以下「対象児童」といいます。）の保護者とします。保護者は、本規約（特に本章の規定）の内容をすべて理解し、同意した上で本サービスを利用するものとします。
3. 予約・利用時間：
 1. 託児サービスは完全事前予約制です。当クラブ所定の Web 予約システム、または当クラブ公式 LINE にて、利用希望日時の 24 時間前までにご予約ください。予約枠には限りがあり、ご希望に添えない場合があります。
 2. 本サービスの提供曜日・時間帯、1 回あたりの利用可能時間の上限等は、別途当クラブが定め、Web 予約システム等で告知します。保護者はこれを遵守するものとします。
4. キャンセル：予約の変更及び取り消し（以下「キャンセル等」と称します。）は、ご利用予定時間の 24 時間前までに、予約時と同じ方法で行ってください。キャンセル期限後のキャンセル等及び無断キャンセルについては、第 19 条に定めるキャンセル料が発生します。
5. 健康状態：

1. 対象児童が以下のいずれかに該当する場合、またはその疑いがあると当クラブスタッフが判断した場合は、本サービスのご利用をお断りします。また、お預かり後に対象児童が以下の状態になった場合は、速やかに保護者にご連絡し、お迎えをお願いいたします。保護者はこれに直ちに応じるものとします。
 - a. 発熱（体温 37.5 度以上を目安とします）
 - b. 嘔吐、下痢、発疹等の症状がある場合
 - c. 感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、水痘、おたふくかぜ、はしか、結膜炎等を含むがこれらに限らない）に罹患している、またはその疑いがある場合
 - d. その他、集団保育に適さない健康状態であると当クラブが判断した場合
2. 保護者は、対象児童の健康状態（アレルギー、基礎疾患、特異体質等を含む）について正確な情報を当クラブに申告する義務を負います。申告漏れや虚偽の申告により生じた問題について、当クラブは一切の責任を負いません。

6. 持ち物：

1. 保護者は、以下のものを必要に応じて持参し、全ての持ち物に必ず記名してください。記名のない持ち物の紛失、破損、他の対象児童との取り違い等について、当クラブは一切責任を負いません。
 - おむつ、おしり拭き、着替え、手拭用タオル、ビニール袋数枚（使用済みおむつ・汚れた衣類等を入れる用）、食事、おやつ、飲み物（水筒など蓋が確実に閉まるもの）、粉ミルク、哺乳瓶（必要本数）、お湯（調乳用）等。
2. 衛生上の理由から、哺乳瓶の洗浄・消毒は行いません。

3. 食事、おやつ、飲み物は、アレルギー誘発のリスクを避けるため、対象児童本人が食べる分のみを持参してください。他の対象児童との交換や共有は固く禁止します。

4. 貴重品、壊れやすいもの、危険物、その他当クラブが不適切と判断するものの持ち込みは禁止します。持ち込まれた物品の紛失、盗難、破損について、当クラブは一切責任を負いません。

7. アレルギー対応：当クラブでは、原則として食物アレルギー等への特別な対応（除去食の提供や、アレルゲンとなりうる物品の厳密な管理等）は行いません。保護者は、アレルギーに関する詳細情報（アレルゲン、症状、緊急時対応等）を所定の書式にて正確に申告する義務を負います。申告内容に基づき、当クラブがお預かり可能と判断した場合に限り利用を受け付けますが、施設・設備の限界や集団保育の特性上、アレルゲンとの完全な接触回避を保証するものではありません。アレルギーに起因する事故が発生した場合でも、当クラブに故意または重過失がない限り、責任を負いかねます。

8. 投薬：当クラブでは、原則として対象児童への投薬（内服薬、外用薬、点眼薬、点鼻薬等一切）は行いません。

9. お迎え：

1. 保護者は、利用終了時間までに対象児童のお迎えを完了してください。お迎えが遅れる場合は、必ず事前に当クラブに連絡してください。第 18 条第 3 項に定める延長料金が発生します。

2. お迎えは、原則として申込者である保護者本人に限ります。保護者本人以外の方（事前に登録された方に限る）がお迎えに来る場合は、必ず事前に当クラブに連絡

の上、お迎えに来る方の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の提示を求めることがあります。提示がない場合や、事前の連絡・登録がない場合は、対象児童の引き渡しをお断りすることがあります。

3. 正当な理由なく、お迎えが大幅に遅延し、かつ保護者と連絡が取れない場合、当クラブは対象児童の安全確保のため、必要に応じて警察、児童相談所等の関係機関に通報・連絡する場合があります。

第 41 条（託児サービスの利用資格喪失）

保護者が次の各号のいずれかに該当した場合、当クラブは催告なく直ちに当該保護者の託児サービス利用資格を喪失させることができます。この場合、支払い済みの託児料、延長料金、キャンセル料等は返金いたしません。

1. 当クラブを退会した時。
2. 本規約（特に第 23 条第 15 項及び本章の規定）または当クラブが定める諸規則に違反した時。
3. 託児所、当クラブ、他の利用者、またはスタッフの名誉や信用を著しく傷つける行為、または業務を妨害する行為があった時。
4. 託児料、延長料金、キャンセル料等の支払いを滞納し、当クラブからの催告に応じない時。
5. 対象児童が他の対象児童やスタッフに危害を加える、またはその恐れが著しいと当クラブが判断した時。

6. 保護者がスタッフの指示に従わない、暴言・暴力・威嚇行為、その他託児所の秩序を乱す行為を行った時。
7. 申込内容や申告事項に虚偽があった時。
8. その他、保護者として託児サービスの利用に不適當であると当クラブが合理的に判断した時。

第 42 条（緊急時対応 - 託児サービス）

1. お預かり中の対象児童の体調が急変した場合、怪我をした場合、その他緊急を要すると当クラブが判断した場合は、保護者指定の緊急連絡先に連絡を試みます。
2. 保護者と連絡が取れない場合、または連絡に時間を要する場合であっても、対象児童の生命・身体の安全確保のために緊急の対応が必要であると当クラブが合理的に判断したときは、保護者の事前承諾なく、当クラブの判断で医療機関への搬送、応急処置等の必要な措置をとることができます。保護者は、託児サービスの利用申込をもって、かかる緊急措置をとることに予め包括的に同意するものとします。
3. 前項の緊急措置に要した費用（診察費、治療費、薬剤費、交通費等の一切を含む）は、全額保護者の負担とします。
4. 保護者は、緊急連絡先、アレルギー情報、既往症、かかりつけ医等の情報を、申込時に及び変更があった場合に、遅滞なく正確に当クラブに届け出るものとします。届け出の遅延または不備により生じた損害について、当クラブは責任を負いません。

第 9 章 退会・会員資格の喪失

第 43 条（退会）

1. 会員は、自己都合により当クラブを退会する場合、第 12 条第 3 項に定める手続きを行った上で、退会希望月の月末をもって退会することができます。ただし、次項以下に定める在籍条件付き会員については、別途規定に従うものとします。
2. 本条の退会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
3. 会費、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料、延長料金、キャンセル料（託児サービス）等の全部又は一部が未納の場合は第 1 項（在籍条件付き会員の場合は第 7 項または第 8 項）の退会手続きの完了までに完納しなければなりません。支払いが遅延している場合は、第 20 条に定める遅延損害金を付加して支払うものとします。
4. 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が 2 ヶ月となった場合、又は会費等の全部もしくは一部を支払わない月が 2 ヶ月連続した場合は、除名とします。また滞納分については、第 20 条に定める遅延損害金を付加して、全額当クラブが指定した方法で支払わなければなりません。
5. フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランの会員、並びに各種割引キャンペーンを利用して入会した会員（以下、これらを総称して「在籍条件付き会員」といいます。）には、それぞれ次の各号に定める在籍期間が適用され、当該在籍期間内に自己都合により退会する場合は、第 6 項に定める中途退会違約金を支払うものとします。
 1. フルタイム会員ゴールドプラン：利用開始月を起算月とする 1 年間
 2. フルタイム会員シルバープラン：利用開始月を起算月とする 6 ヶ月間

3. 各種割引キャンペーンを利用して入会した場合（上記(1)及び(2)のプランでキャンペーンを利用した場合を含みます。）：別途定める場合を除き、入会后 6 ヶ月間。

ただし、月会費無料キャンペーンを利用した場合、無料期間終了後の課金開始月から 10 ヶ月間。

6. 在籍条件付き会員が、在籍期間中に自己都合により退会する場合、又は第 44 条に基づく除名となった場合は、退会の理由及び時期に関わらず、次の各号に定める中途退会違約金を支払わなければなりません。なお、複数の違約金が算定される場合は、いずれか高い方の金額を適用します。

1. フルタイム会員ゴールドプランの会員：金 19,800 円（税込 21,780 円）

2. フルタイム会員シルバープランの会員：金 9,800 円（税込 10,780 円）

3. 各種割引キャンペーンを利用して入会した会員（全てのプラン対象）：当該キャンペーンにより適用された割引額（入会金、施設メンテナンス料、月会費等の割引・無料相当額。消費税相当額を含む）の合計額。

7. フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランの会員は、それぞれの在籍期間満了月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に所定の退会手続きを行わない限り、従前と同一の在籍期間及び条件（違約金を含む）で契約が自動更新されます。更新を希望せず在籍期間満了をもって退会する場合も、同期間内に退会手続きを行う必要があります。

8. 第 5 項第(3)号に定めるキャンペーン適用による在籍期間付き会員（フルタイム会員ゴールドプラン及びシルバープラン会員を除く）は、当該在籍期間満了後は、期間の定めのない会員契約となり、第 1 項の定めに従い退会することができます。

第 44 条（除名）

1. 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する時は当該会員をクラブから強制的に退会（除名）させることができます。

1. 本規約及び当クラブの諸規則を遵守しない時（第 28 条に定めるパーソナルトレーニング利用拒否事由、第 33 条に定める水素水オプション利用停止・資格喪失事由、第 38 条第 2 項に定めるロッカー契約解除事由、第 41 条に定める託児サービス利用資格喪失事由に該当する場合を含む）

2. 当クラブ内外にかかわらず、法令、条例又は公序良俗に反する行為を行い、当クラブの運営に影響が生じうると判断された時

3. 当クラブにおいて、入会資格を欠いていると判断した時、又は入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった時

4. 第 43 条第 4 項に該当した時

5. その他、当クラブにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めた時

2. 除名処分を受けた会員は、退会時から当クラブ（パーソナルトレーニング、パーソナルストレッチ、水素水オプション、レンタルロッカー、託児サービスを含む全てのサービス）を使用することができません。

3. 除名処分を受けた会員に前納分又は既払分の会費、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料等があっても、当クラブは法令に基づき返還が義務付けられる場合を除き、これを返還しません。（第 43 条第 6 項に定める違約金が発生する場合は、これを相殺する場合があります。）

4. 除名処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当クラブへの入会はできません。

第 45 条（資格喪失）

会員は次の場合、自動的にその会員資格を喪失します。

1. 退会（第 43 条または第 44 条）
2. 死亡又は法人の解散
3. 当クラブを閉鎖した時
4. 失踪宣告を受けた時

第 10 章 責任・違約金等

第 46 条（賠償責任及び責任制限）

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難については、当クラブに故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負いません。
2. 施設利用中の傷害その他の事故については、当クラブに故意又は重過失がある場合に限り、法令に基づき損害賠償責任を負いますが、その範囲は、直接かつ通常の損害に限られるものとします。
3. パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチの提供に関連して当クラブの責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、利用者に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、当該損害の原因となったセッション

ンの料金（受講料またはストレッチ利用料）相当額を上限として賠償責任を負うものとします。

4. 水素水オプションの利用に関連して当クラブの責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、利用者に現実生じた通常かつ直接の損害に限り、当該利用者が支払った直近1ヶ月分の水素水オプション月会費相当額を上限として賠償責任を負うものとします。当クラブは、利用者が持参した市販ボトルの衛生状態、又はこれを用いて飲用したことによる健康被害等について、一切責任を負いません。

5. レンタルロッカーの利用に関連して当クラブの責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当クラブに故意または重過失がある場合を除き、利用者に現実生じた通常かつ直接の損害に限り、当該利用者が支払った直近3ヶ月分のロッカー利用料相当額を上限として賠償責任を負うものとします。ただし、以下の各号に定める事由に起因する損害については、当クラブに故意または重過失がない限り、一切の責任を負いません。

1. ロッカー利用者によるロッカーキーまたは暗証番号の管理不十分、使用上の誤り、または第三者による不正使用。
2. 第36条第1項に違反する物品の収納。
3. 天災地変、火災、停電、盗難（当クラブの責めに帰さないもの）、虫害、カビ、変質、変色、錆び、その他不可抗力。
4. 法令、行政指導、または官公署の命令に基づく措置。
5. 施設・設備の保守点検、修繕等、当クラブが相当な注意をもって実施した行為。
6. その他、当クラブの責めに帰することのできない事由。

6. 託児サービスの提供に関連して、当クラブのスタッフの故意または重過失に起因してお預かり中の対象児童の生命・身体に損害が発生した場合、当クラブが加入する賠償責任保険の補償範囲内において、その損害を賠償します。ただし、以下の各号に定める事由に起因する損害については、当クラブは原則として責任を負いません。
1. 天災地変、感染症の蔓延、その他不可抗力。
 2. 保護者が事前に申告しなかった対象児童のアレルギー、基礎疾患、特異体質等。
 3. 他の対象児童との間で生じた、予測または回避が困難な喧嘩、接触等による軽微な怪我。
 4. 本規約に定める保護者の義務（記名、アレルギー情報申告、健康状態申告等）の不履行。
 5. その他、当クラブの責めに帰することのできない事由。
7. 利用者（会員又はビジター、及び託児サービスを利用する保護者）は、自己またはそのお子様の責に帰すべき原因により、当クラブ（託児所の設備・備品を含む）又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任（修理費、再調達費等、及びそれに伴う営業損失を含む）を果たさなければなりません。
8. 会員が未成年の場合、入会に同意した親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負担しなければなりません。

第 47 条（違約金）

1. 本規約に定める不正利用（第 10 条第 6 項、第 11 条第 2 項、第 35 条第 3 項等）に基づく違約金は、本規約に特に定めのない限り、不正利用者を第 22 条に定めるビジター利用者と

して扱い、不正利用者一人（共連れの場合はその人数）に対してビジター利用料金×不正利用回数の金額とします。

2. 在籍期間中の退会に関する違約金（中途退会違約金）については、第 43 条第 6 項の定めるところによります。
3. 第 35 条第 3 項に定めるロッカーキー等の不正利用に関する違約金は、金 5,000 円（税込 5,500 円）とします。
4. 本条に定める複数の違約金事由に該当する場合は、最も高額な違約金のみを適用するものとし、違約金の重複適用は行いません。ただし、異なる契約（基本会員契約と附帯契約）に基づく違約金については、この限りではありません。

第 11 章 その他

第 48 条（個人情報保護）

当クラブは保有する利用者の個人情報を当クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。利用者は、当クラブのサービスの申込みにあたり、当該個人情報保護方針の内容を確認し、同意するものとします。

第 49 条（権利義務の譲渡禁止等）

1. 当クラブの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

2. ロッカー利用者は、当クラブの事前の書面による承諾なく、ロッカー契約上の地位、または本規約（第7章）に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供することはできません。

第50条（クラブ施設の閉鎖と変更）

1. 当クラブは、次の理由により施設の全部又は一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 1. 気象・災害等により利用者にその災害が及ぶと当クラブが判断し、営業を不可能と認めた時
 2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当クラブの経営上等やむを得ない事由が発生した時
 3. 当クラブにおいて経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、事前に予告の上、解散した時ただし、解散の原因が天災、地変、公権力の命令その他不可抗力である場合には予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
2. クラブ施設の閉鎖、変更について、会員の会費等の支払い義務は原則として変更されません。ただし、当クラブの故意又は重過失に基づき会員に損害が生じた場合を除き、当クラブが負う損害賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、当該会員から受領した直近1ヶ月分の会費相当額を上限とします。

第51条（営業日及び営業時間）

当クラブの営業日、営業時間及びスタッフ受付時間については、当クラブが別途定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第 52 条（通知予告）

本規約及び当クラブの諸事情に関する通知又は予告は、利用者から届け出のあった最新の住所宛やメールアドレス（各種 SNS や LINE アカウントを含むものとし、以後同様とする）に行うものとし、利用者から届け出のあった最新の住所宛やメールアドレスに通知が発信された時は、当クラブの故意又は重過失による場合を除き、通知未達等発信後の責を負いません。

第 53 条（反社会的勢力の排除）

1. 当クラブ及び利用者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。

以下同じ。）に該当すること

2. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
6. 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

7. 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと

2. 当クラブ又は利用者は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本サービスの提供の停止、及び直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第 54 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 55 条（協議解決）

当クラブ及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 56 条（管轄裁判所）

当クラブと利用者との間における訴訟は、当クラブの本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 57 条（準拠法）

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

第 58 条（本規約その他諸規則の改定）

1. 当クラブは、以下のいずれかの場合、利用者の同意を得ることなく、本規約、細則、利用規定、その他クラブ運営、管理に関する事項を変更できるものとします。

1. 変更内容が名称変更、誤記・形式の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合

2. 変更内容が利用者の一般の利益に適合する場合

3. 変更内容が本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2. 当クラブは、前項に基づき本規約を変更する場合、変更後の規約の効力発生時期を定め、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、効力発生日の 1 ヶ月前までに、第 52 条に定める方法その他相当な方法で周知するものとします。

3. 前項の周知後、効力発生日までに利用者から当クラブ所定の方法による異議の申し出がない場合、当該変更に同意したものとみなします。ただし、当該変更が民法第 548 条の 4 第 1 項各号に該当しない場合は、利用者の個別の同意を得るものとします。

4. 本規約は、定型約款として当クラブと利用者との間の定型取引に適用されるものとします。

規約制定 令和 4 年 4 月 27 日

規約改定 令和 7 年 6 月 29 日

Koi-Pilates 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 Koi-Fit（以下「当社」といいます。）が運営するピラティススタジオ「Koi-Pilates」（以下「本施設」といいます。）の利用に関する条件及び当社と会員（第4条で定義します。）との間の権利義務関係が定められています。本施設の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条（名称）

- 本施設は「Koi-Pilates」と称します。

第2条（運営管理）

- 本施設は当社が運営管理を行います。ただし当社は、その裁量により、第三者に本施設の運営管理の全部または一部を委託することができるものとします。

第3条（目的）

- 本施設は、会員が本施設を利用することにより、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第2章 会員

第4条（会員制度）

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設の会員とは、第5条に定める入会資格を満たし、本規約に同意の上、第8条に定める入会手続きを行い、当社の承認を得た方をいいます。会員は、本規約及び当社が別途定める諸規則を遵守するものとします。

第5条（会員入会資格）

1. 本施設の会員は、第3条に定める本施設の目的に賛同し、次の各号の全てに該当し、かつ当社が入会を承認した方とします。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し、本規約及び当社が定める諸規則を遵守できる方
 - (2) 年齢満16歳以上の方。ただし、未成年者の場合は、親権者の同意書を提出し、親権者が本規約に基づく責任を本人と連帯して負うことに同意した方
 - (3) 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁止されておらず、本施設の利用に支障がないと自己の責任において申告された方（申告内容に虚偽や重大な見落としがあり、それが原因で発生した事故や傷害について、当社は一切の責任を負わないことを承諾された方。また、虚偽申告が判明した場合、直ちに除名処分とし、支払済み費用の返還を行わず、さらに損害賠償を請求できることに同意された方）
 - (4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
 - (5) 当社が必要と判断した場合に実施するカウンセリングやメディカルチェック等において、本施設の利用に支障がないと判断された方
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、

政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でない方、過去に反社会的勢力でなかった方、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しない方

(7) 酒気を帯びて本施設を利用しないことを確約できる方

(8) 危険物（刃物、火器、薬品等）を持ち込まないことを確約できる方

(9) 妊娠中でない方、または妊娠中であっても自己の責任において担当医師の許可を得ており、かつその旨を書面にて提出の上、当社が利用に支障がないと判断した方

(10) 原則として、未就学児または小学生のお子様を同伴して施設を利用しないことに同意いただける方（当社が別途許可した場合を除く）

(11) 過去に当社または他のフィットネスクラブ、ヨガ・ピラティススタジオ等（以下「同業他社」という）において、会費等の未払いや迷惑行為等を理由として、会員資格の停止または除名等の処分を受けたことがない方。また、同業他社との間で係争中または過去に係争の事実がない方。

(12) その他、当社が適格と認めた方（当社は、独自の裁量に基づき入会承認の可否を判断できるものとし、承認しない場合でもその理由を開示する義務を負いません）

第6条（会員の種類）

1. 本施設の会員の種類及びその利用条件（不特定の会員最大5名が同時に参加するクラスレッスン、及び事前に予約した1名から3名の会員が参加するプライベートレッスンの利用を含む）は、別途当社の定める料金表等によるものとします。会員の種類には、通常会員

のほか、当社が別途定める条件を満たすモニター会員等が含まれます。当社は、必要に応じて会員の種類を新設、変更または廃止することがあります。

第6条の2（モニター会員に関する特則）

1. （定義）

本規約において「モニター会員」とは、第5条に定める入会資格に加え、次項に定める当社の審査を経て、本施設の広報活動に協力することを条件に、当社が別途定めるモニター会員価格（以下「モニター価格」といいます）で本施設を利用する会員をいいます。

2. （協力義務）

モニター会員は、モニター価格が適用される期間中、以下の各号に定める当社の広報活動に協力する義務を負うものとします。協力義務の具体的な内容、時期、方法等については、当社の指示に従うものとします。

(1) 当社が指定するウェブサイト、SNS 等への口コミ、レビューの投稿（原則として1回以上）。

(2) 当社が実施するアンケートへの回答。

(3) 当社が本施設内で行う写真または動画の撮影における被写体としての協力。

3. （肖像権等の利用許諾）

モニター会員は、前項(3)号に基づき撮影された、自己が被写体として含まれる写真及び動画（以下「本件肖像等」といいます）について、当社が以下の目的で利用することを予め承諾するものとします。

(1) 利用目的：当社及び本施設の広報宣伝活動（ウェブサイト、SNS、チラシ、広告物等

への掲載を含む)

(2) 利用期間：モニター会員の在籍期間中及び退会后 3 年間

(3) 利用範囲：全世界における利用（複製、上映、公衆送信、展示等を含む）

(4) 当社は、本件肖像等の利用にあたり、モニター会員の名誉、プライバシー等の権利を不当に侵害しないよう配慮します。

4. （モニター価格の適用期間及び通常プランへの移行）

(1) モニター価格の適用期間、無料となる期間（以下「無料期間」といいます）、及びその後の割引期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。

(2) 前号の適用期間が満了した後は、モニター会員から別途退会の申し出がない限り、自動的に当社が指定する通常プランに移行し、当該プランの正規の月会費が適用されるものとします。

5. （最低利用期間）

モニター会員は、その契約の性質上、無料期間を除き、当社が別途定める期間（以下「モニター最低利用期間」といいます）は、本契約を継続するものとします。モニター最低利用期間の具体的な期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。モニター最低利用期間中に自己都合により退会する場合、第 12 条第 1 項及び第 2 項の手続きに加え、解約料として、正規料金（入会金を含む）とモニター会員として支払った金額との差額に相当する額、またはその他申込書に記載された方法により算定された金額を、一括で支払う義務を負います。

6. （協力義務の不履行）

モニター会員が、正当な理由なく第2項に定める協力義務を履行しないと当社が判断した場合、当社は、事前の通知をもってモニター価格の適用を中止し、適用中止以降は正規の月会費を請求できるものとします。また、義務違反の程度が著しいと判断した場合は、正規料金とモニター価格との差額の全額または一部を請求し、または第10条に基づき会員資格を除名することがあります。

7. （その他）

本条に定めのない事項については、本規約の他の条項がモニター会員にも適用されるものとします。ただし、モニター最低利用期間中は、第11条に定める休会制度を利用することはできません。

第7条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当社が入会を承認した日から、会員が退会、除名等により会員資格を喪失する日までとします。

第8条（入会手続き）

1. 本施設への入会を希望する方は、本規約及び当社が定める諸規則の内容を理解し同意の上、当社所定の入会申込手続きを行い、当社が別途定める入会金及び初月・翌月分の会費等を、当社指定の方法で納入するものとします。
2. 前項の手続きが完了し、当社が入会を承認した時点で、会員資格を取得するものとします。

3. 会費は、原則としてクレジットカードによる自動決済とし、毎月 20 日に翌月分の会費を決済します。決済ができなかった場合、会員は当社の指示に従い速やかに支払うものとします。なお、当社の責に帰すべき事由なく決済ができなかった場合、当社は会員に対し、再請求にかかる事務手数料として金 1,100 円（税込）を請求できるものとします。
4. 入会時にキャンペーン等が適用された場合、その適用条件は当社が別途定めるものとし、会員が当該条件を満たさない場合（最低利用期間中の休会・退会等を含むがこれに限らない）、キャンペーン特典の適用を取り消し、正規料金との差額等を請求する場合があります。
5. 未成年者の入会には、親権者の同意書が必要です。親権者は、本規約に基づく未成年会員
の一切の義務について、本人と連帯して責任を負うものとします。

第 9 条（入会金、会費等）

1. 会員は、当社が別途定める入会金、登録料、会費、レッスン料、その他諸費用（以下総称して「諸費用」といいます）を、所定の方法で所定の期日までに支払う義務を負います。
2. 一旦納入された諸費用は、法令の定めにより返還が義務付けられる場合、または当社の責めに帰すべき事由により本施設の利用が不可能となった場合を除き、理由の如何を問わず原則として返還いたしません。
3. 当社は、運営上の必要性、経済情勢の変動等に応じ、会員に事前に告知（原則として 1 ヶ月前までに施設内掲示、ウェブサイト掲載、メール通知等の方法による）することにより、諸費用の種類、金額、支払方法、支払期日等を変更できるものとします。

第 10 条（会員資格の一時停止及び除名）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、事前の通知または催告をすることなく、当該会員の資格を一時停止し、または除名することができるものとします。除名された会員は、以後、本施設の利用を一切できません。
 - (1) 本規約、当社が定める諸規則、その他法令に違反したとき
 - (2) 当社または本施設の名誉・信用を著しく毀損し、または本施設の秩序を乱したとき
 - (3) 諸費用の支払いを怠り、当社からの催告後も相当期間内に支払いがなされないとき
(原則として2ヶ月以上の滞納)
 - (4) 第5条に定める会員資格要件を欠くに至ったとき、または入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (5) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力行為、ハラスメント行為、その他本施設の運営に支障をきたす行為を行ったとき
 - (6) 施設、設備、器具等を故意または重大な過失により損壊させたとき
 - (7) 当社からの連絡に対し、合理的な期間、応答がないとき
 - (8) その他、会員としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき
2. 前項に基づき会員資格を一時停止または除名された場合でも、会員は、未払いの諸費用等があれば、その支払いを免れることはできません。また、当社は、既に受領した諸費用の返還義務を負いません。会員資格を一時停止された期間中も、当社に故意または重大な過失がない限り、月会費等の支払義務は継続するものとします。

第11条（休会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、月単位で休会することができます。休会を希望する会員は、休会希望月の前々月末日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の届出を行うものとします。ただし、第 12 条第 4 項及び第 6 条の 2 第 5 項に定める最低利用期間中は、本条に定める休会制度を利用することはできないものとします。
2. 休会期間は、原則として 1 回の手続きにつき最長 6 ヶ月間とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
3. 休会期間中は、当社が別途定める休会費を支払うものとします。
4. 諸費用に未納がある場合、休会手続きを行うことはできません。
5. 入会キャンペーン等の適用を受けている会員が休会する場合、キャンペーンの適用条件によっては特典が失効する場合があります。
6. 休会期間終了後は、自動的に休会前の会員種別にて復会するものとし、通常の会費が発生します。休会期間中に復会を希望する場合は、当社所定の手続きを行うものとし、復会月の会費は日割り計算を行わず、1 ヶ月分全額を支払うものとします。

第 12 条（退会）

1. 会員は、自己の都合により退会を希望する場合、当社所定の退会届を提出することにより、退会することができます。退会手続きは、退会希望月の前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに行うものとします。この手続き締切日までに受理された退会届に基づく退会は、締切日の属する月の翌月末日をもって有効となります。電話、電子メール等、所定の届出以外の方法による退会申し出は受け付けられません。

2. 退会手続き時点で諸費用に未納がある場合、完納するまで退会手続きは完了しません。
3. 退会月の会費は、利用の有無にかかわらず、1ヶ月分全額を支払うものとします。
4. （通常会員の最低利用期間）通常会員は、入会日から起算して4ヶ月間（以下「最低利用期間」といいます）は、原則として本契約を継続するものとします。最低利用期間中に自己都合により退会する場合、会員は、第1項及び第2項の手続きに加え、別途当社が定める解約料を支払う義務を負います。解約料の額及び算定方法は別途料金表等に定めます。
5. 最低利用期間の起算日は、入会日が1日から15日の場合は当月を1ヶ月目とし、16日から末日の場合は翌月を1ヶ月目として計算します。
6. 会員は、退会理由の如何にかかわらず、退会手続きに伴う事務手数料として、当社が別途定める金額（現行：3,300円（税込））を支払うものとします。ただし、最低利用期間中の退会に伴う解約料の支払いがある場合、当該事務手数料の支払いは別途料金表等の定めに従うものとします。
7. 最低利用期間中の解約料は、以下の計算式により算定します： 解約料 = （正規入会金 + 正規月会費 × 残余月数） - （実際に支払った金額） ただし、上記計算により負の値となる場合でも、事務手数料として金 22,000円（税込）を最低限お支払いいただきます。

第13条（再入会）

1. 過去に会員であった方が再入会を希望する場合、原則として新規入会と同様の手続きが必要です。ただし、退会から6ヶ月以内に再入会する場合に限り、当社が別途定める基準に従い、入会金の全部または一部を免除することがあります。

2. 再入会の可否は、退会理由、過去の利用状況等を考慮し、当社が判断します。第 10 条により除名された方は、原則として再入会できません。

第 14 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号の一に該当した場合、当然にその会員資格を喪失します。
 - (1) 退会手続きが完了したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 第 10 条に基づき除名されたとき
 - (4) 第 5 条に定める会員資格要件を満たさなくなったとき
 - (5) 破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき
 - (6) 当社が本施設の全部を閉鎖したとき

第 15 条（会員資格の譲渡禁止）

1. 会員は、その会員資格（本施設を利用する権利を含む一切の権利）を、理由の如何を問わず、第三者に譲渡、貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は一切できません。

第 16 条（会員種別の変更）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、会員種別を変更することができます。変更希望月の前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の変更届を提出するものとします。

2. 会員種別の変更は、変更希望月の初日から適用されます。変更後の会員種別の会費が適用され、変更手数料が発生する場合は、当社が別途定める手数料を支払うものとします。

(現行：コースダウンの場合 2,200 円 (税込))
3. 最低利用期間中は、原則として月会費が下がる会員種別への変更はできません。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
4. 会員種別を月会費が高額なものに変更（コースアップ）した場合、当該変更が適用された月から起算して3ヶ月間は、月会費が低額なものに変更（コースダウン）することはできないものとします。

第 17 条（変更事項の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、決済情報等、入会申込時の届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。
2. 会員が前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知等が延着または不到達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、当社は一切の責任を負いません。

第 3 章 会員の権利・義務

第 18 条（施設の利用）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則を遵守し、登録している会員種別の利用範囲及び条件に従って、本施設を利用することができます。

2. 会員は、本施設の利用にあたり、当社が発行する会員証、または当社が指定する認証方法（スマートフォンアプリ等）を提示または利用するものとします。これらを提示できない場合、施設の利用をお断りすることがあります。
3. 会員は、本施設の利用に際し、常に施設内のスタッフの指示に従うものとします。

第 19 条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則、施設内に掲示されたルール、スタッフの指示等を遵守しなければなりません。
2. 会員は、自己の責任と費用において、健康管理を行うものとします。体調がすぐれない場合は、施設の利用を控えるなど、無理のない範囲で利用するものとします。
3. 会員は、施設や設備を丁寧に取り扱い、他の会員やスタッフと互いに尊重し、快適な利用環境の維持に協力するものとします。
4. 会員は、自己の所有物について、自己の責任において管理するものとします。
5. 会員は、SNS、ブログ、その他インターネット上において、当社の許可なく他の会員やスタッフの個人情報（氏名、肖像等）を公開する行為、または当社、本施設、スタッフ、他の会員に対する誹謗中傷、名誉毀損、その他運営を妨害する内容の投稿を行ってはならないものとします。ただし、当社または本施設に関する否定的な口コミ、評価、レビューの投稿については、事実に基づかない場合または当社の営業に重大な支障を来す場合、法的措置を講じる場合があります。当社は、会員による誹謗中傷、名誉毀損、著作権侵害等の投稿により損害を被った場合、当該会員に対し、損害賠償請求（弁護士費用を含む）を行う権利を留保します。

第 20 条（利用禁止及び退場）

1. 当社は、会員が以下の各号の一に該当する場合、または該当する恐れがあると当社が合理的に判断した場合、当該会員による本施設の利用を禁止し、または施設からの退場を命じることができるものとします。この場合、利用できなかったことに対する補償や諸費用の返還は行いません。
 - (1) 第 5 条に定める会員資格要件を満たさない、またはその恐れがあるとき
 - (2) 本規約または当社が定める諸規則に違反したとき
 - (3) 酒気を帯びているとき
 - (4) 伝染病等、他人に感染する恐れのある疾病を有しているとき
 - (5) 健康状態が悪く、運動することが危険であると当社が判断したとき
 - (6) 危険物を持ち込んだとき
 - (7) 許可なく施設内で写真・動画撮影、録音、勧誘行為、営業行為、政治活動、宗教活動（これらの準備行為と当社が判断する行為を含む）を行ったとき
 - (8) 刺青、タトゥー（シール等を含む）を露出しているとき（当社が別途許可した場合を除く）
 - (9) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、威嚇行為、その他秩序を乱す行為を行ったとき
 - (10) 当社の許可なくお子様を同伴したとき
 - (11) 正当な理由なくスタッフの指示に従わないとき
 - (12) その他、本施設の利用者としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき

第4章 運営

第21条（運営管理）

1. 本施設の運営管理は、当社の責任において行われます。
2. 会員は、本施設の運営管理について意見を述べることはできますが、運営方針の決定に関与することはできません。
3. 当社は、施設の利用時間、利用ルール、提供するサービス内容等、運営管理に関する事項を定め、必要に応じてこれらを変更することができます。変更内容は、原則として事前に告知しますが、緊急の場合は事後告知となる場合があります。
4. 当社が運営主体を変更する場合、または運営の全部もしくは一部を第三者に委託する場合、当社は会員に対し事前にその旨を告知し、会員の権利利益に不当な影響が生じないよう努めるものとします。

第22条（健康管理）

1. 会員及びビジター（第29条で定義）は、自己の責任において健康状態を管理し、本施設を利用するものとします。
2. 本施設利用中に体調が悪くなった場合は、直ちに利用を中止し、スタッフに申し出るものとします。
3. 当社は、会員及びビジターに対し、安全な施設利用のための情報提供や注意喚起を行いますが、個々の利用者の健康状態について責任を負うものではありません。

第23条（安全管理）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用にあたり、当社が定める利用方法やスタッフの指示に従い、自己及び周囲の安全に十分配慮するものとします。
2. 万一、本施設利用中に負傷した場合や、事故が発生した場合は、速やかにスタッフに報告するものとします。

第 24 条（体験利用）

1. 当社は、入会を検討している方等を対象に、体験利用の機会を提供することがあります。
2. 体験利用者は、本規約及び当社が別途定める体験利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第 25 条（営業日及び営業時間）

1. 本施設の営業日、営業時間及び受付時間については、当社が別途定め、施設内掲示及び当社ウェブサイト等で告知します。
2. 当社は、必要に応じてこれらを変更することがあり、変更する場合は原則として事前に告知します。

第 26 条（施設の休業及び利用制限）

1. 当社は、以下の理由により、本施設の全部または一部の営業を休止し、または利用を制限することができるものとします。
 - (1) 定休日として予め定めた日
 - (2) 年末年始、夏季休業等、当社が定める計画的な休業日（年間 10 日程度を目安とする）

(3) 施設の点検、保守、修繕、改修等を行う場合

(4) 天災地変、気象災害、疫病の流行、行政指導、その他当社の責に帰すことのできない事由により営業が困難または不適當と判断した場合

(5) イベント開催等、運営上の都合により必要な場合

2. 前項に基づき休業または利用制限を行う場合、当社は原則として事前に告知（緊急時を除く）を行いますが、それによる諸費用の割引や返還は原則として行いません。ただし、当社の責に帰すべき事由により、会員の利用権に重大な支障が生じ、かつ代替措置（レッスンの振替等）の提供も困難であると当社が判断した場合は、当社所定の基準に従い、対応を検討します。

第5章 予約、キャンセル及び遅刻

第27条（クラスレッスンの予約とキャンセル）

1. クラスレッスン（以下「クラス」といいます。）の予約及びキャンセルは、原則として当社指定の予約システムを通じて行うものとします。電話や店頭での予約・キャンセルは原則として受け付けません。
2. クラスの予約は、各クラスの開始時刻の15分前まで可能です。
3. クラスのキャンセルは、各クラス開始時刻の3時間前まで可能です。
4. 前項の期限までにキャンセル手続きが行われなかった場合（無断欠席を含む）、または第28条に定める遅刻によりクラスに参加できなかった場合は、理由の如何を問わず、次の各号のいずれかの措置を講じます。
 - (1) 無制限利用プランの会員の場合：当社は、クラスレッスンキャンセル料として3,300

円（税込）を請求します。

(2) (1)以外の会員の場合：当社は、当該クラスを1回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化、月利用回数のカウント等）か、またはクラスレッスンキャンセル料として3,300円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。

5. 前項のキャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。

第28条（クラスレッスンの遅刻）

1. 安全確保及び他の参加者への配慮のため、クラス開始時刻から5分以上遅刻した場合、当該クラスへの参加はできません。ウォーミングアップへの不参加は怪我のリスクを高めるため、ご理解ください。
2. 遅刻によりクラスに参加できなかった場合も、前条第4項に定める措置の対象となります。
3. 交通機関の遅延、交通渋滞等、理由の如何を問わず、遅刻による不参加も同様の取り扱いとなります。事前の連絡は不要です。

第28条の2（プライベートレッスンの予約、キャンセル及び遅刻）

1. プライベートレッスン（1名から3名まで参加可能な事前予約制のレッスン）の予約及びキャンセルは、原則として当社指定の予約システムまたは別途当社が指定する方法を通じて行うものとします。
2. プライベートレッスンには以下の種類があります：

(1) 1 名で受講するパーソナルプライベートレッスン

(2) 2 名ペアで受講するプライベートレッスン

(3) 3 名で受講するプライベートレッスン

3. プライベートレッスンの予約変更及びキャンセルは、予約日時の 24 時間前まで可能です。
4. 前項の期限までに予約変更またはキャンセル手続きが行われなかった場合（予約した会員全員の無断欠席を含む）、理由の如何を問わず、当社は、当該プライベートレッスンを 1 回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化等）か、またはプライベートレッスンキャンセル料として 8,800 円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。当該キャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。
5. 2 名ペアまたは 3 名でプライベートレッスンを予約した場合において、予約した会員の一部がキャンセルまたは欠席したときは、レッスンは実際に参加された会員を対象として、予約どおりの時間で実施します。この場合、当社は欠席した会員分の利用料金（購入済みのチケット代等を含む）について、返金、割引、または他のレッスンへの振替等は一切行いません。
6. 予約時刻に遅刻した場合、レッスンの終了時刻は変更せず、レッスン時間が短縮されることになります。この場合でも、レッスン料の割引や返金はありません。

第 6 章 その他

第 29 条（ビジター利用）

1. 当社は、会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に、当社が定める条件（利用資格、利用料、利用範囲等）の下で、本施設の利用を認めることがあります。
2. ビジターは、本規約及び当社が別途定めるビジター利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第 30 条（損害賠償責任）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用中、自己の責めに帰すべき事由により、当社、他の会員、その他の第三者または本施設の設備等に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 会員が同伴したビジターが与えた損害については、当該会員が連帯して賠償責任を負うものとします。
3. 会員またはビジターが本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社は以下を請求できるものとします。
 - (1) 直接損害および逸失利益
 - (2) 弁護士費用その他の回収費用
 - (3) 営業妨害に対する慰謝料（1 日あたり金 100,000 円を下限とする）

第 31 条（当社の責任）

1. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に被った損害（負傷、疾病、盗難、紛失等を含む）について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

2. 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任範囲は、当該会員またはビジターに現実生じた直接かつ通常の損害に限定され、賠償額は、当該損害が発生した月に当該会員またはビジターから当社が受領した会費または利用料の1ヶ月分相当額を上限とします。
3. 会員及びビジターは、自己の所有物について、自らの責任で管理するものとし、当社は、施設内での盗難、紛失、破損等について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。また、施設内での忘れ物について、当社は発見日から1ヶ月間保管しますが、その間の紛失・破損等について責任を負わず、保管期間を経過したものは、会員が所有権を放棄したものとみなし、当社にて任意に処分できるものとします。ただし、貴重品や個人情報が含まれるものについては、法令に基づき適切に取り扱います。
4. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に生じた以下の事項について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 個人の体質、既往症、隠れた疾患等に起因する健康被害
 - (2) 会員が指示に従わなかった、または不適切な利用をしたことによる一切の損害
 - (3) 天災地変、疫病、交通機関の運休等の不可抗力による施設利用不能
 - (4) 第三者による犯罪行為、その他当社の管理を超えた事由による損害
 - (5) 施設利用前後の移動中に生じた事故・損害

第32条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、会員及びビジターから取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。

2. 主な利用目的は、本サービスの提供、会員管理、事務連絡、当社からの各種案内（広告を含む）、サービス改善、統計分析等です。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。その場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

第 33 条（個人情報の開示等）

1. 会員及びビジターは、当社に対し、自己に関する保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止を求めることができます。手続きの詳細は、当社のプライバシーポリシーまたは別途定める手続きによります。

第 34 条（施設内撮影等）

1. 当社は、当社の広報活動、記録、防犯等を目的として、本施設内において写真または動画の撮影を行うことがあります。施設利用者は、施設内で撮影が行われる可能性があることを予め承諾するものとします。
2. 当社が、会員またはビジターが識別可能な写真・動画等を、ウェブサイト、SNS、広告物等に使用する場合は、原則として事前に個別に利用目的等を説明の上、当該会員またはビジターから承諾を得るものとします。

第 35 条（諸費用等の変更）

1. 当社は、第 9 条 3 項に定めるとおり、諸費用を変更することができます。

第 36 条（施設の廃止・利用制限）

1. 当社は、経営上の判断、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合、本施設の全部または一部を廃止し、またはその利用を長期間にわたり制限することができるものとします。
2. 施設を完全に廃止する場合、当社は会員に対し相当な期間をもって事前に告知するとともに、閉鎖日以降の期間に相当する支払い済みの会費等について、法令及び当社規定に従い、清算・返還等の適切な措置を講じます。

第 37 条（細則）

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本施設の運営上必要な事項については、当社が別途細則等を定めることができるものとし、会員及びビジターはこれに従うものとします。細則等も本規約の一部を構成します。

第 38 条（規約の改訂）

1. 当社は、必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約及び細則等を変更することができるものとします。
2. 当社が本規約及び細則等を変更する場合、変更後の規約等の内容及びその効力発生時期を、効力発生日の 1 ヶ月前までに、施設内掲示、当社ウェブサイトへの掲載、または会員への電子メール送信その他当社が適当と認める方法により告知（ただし、軽微な変更または会員に有利な変更の場合は事後告知も可）するものとします。会員は、施設内掲示や当社ウェブサイト等を定期的に確認する義務を負うものとし、確認を怠ったことによる不利益について、当社は一切の責任を負いません。

3. 変更後の規約等は、告知された効力発生日より全ての会員及びビジターに適用されるもの
とします。ただし、当該変更が、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の要件を満たす場合
に限ります。

第 39 条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 40 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約または本施設の利用に関連して、当社と会員またはビジターとの間で紛争が生じた
場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管
轄裁判所とします。

第 41 条（遅延損害金）

1. 会員及びビジターは、本規約に基づき当社に対して支払うべき金銭債務（諸費用、キャン
セル料、解約料、損害賠償金等を含むがこれらに限らない）の履行を遅滞した場合、支払
期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を
付加して支払うものとします。また、督促にかかる実費（内容証明郵便代、弁護士費用
等）についても会員の負担とします。

第 42 条（協議解決）

1. 当社及び会員（ビジターを含む）は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が
生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 43 条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 44 条（発効）

1. 本規約は、2025 年 4 月 27 日から発効します。

附則

本規約は 2025 年 7 月 10 日に一部を改定し、改定後の規約は 2025 年 8 月 10 日より効力を生じるものとします。